

令和1年9月9日

お客様各位

中ノ郷信用組合

当組合はキャッシュレス・消費者還元事業へ参画しています

キャッシュレス・消費者還元制度とは・・・

消費喚起の後押しと、キャッシュレス化の推進を目的に経済産業省が主体となって実施する補助金制度です。

2019年10月より、制度対象店舗でキャッシュレス決済を利用すると、ご利用額の5%もしくは2%が還元されます。

※ 制度対象店舗によって還元率が異なります。

|            |                                                                                                                                                                         |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 還元対象期間（予定） | 2019年10月1日（火）～2020年6月30日（火）                                                                                                                                             |
| 還元対象サービス   | Jデビットカード<br>※当組合発行のキャッシュカードを利用して商品の購入等を行うサービス。商品購入等を行った際に即時に利用者の預金口座から代金の引き落としが行われます。<br>※当信用組合の普通預金（総合口座含む）等のキャッシュカード（別紙参照）をお持ちの利用者様が取扱可能となります。カード発行費用（初回）および年会費は不要です。 |
| 還元するポイント   | J-Debit ポイント<br>※他のポイントへの交換は不可。<br>※還元時に1ポイントを1円に自動的に交換します。                                                                                                             |
| 還元方法・時期    | ご利用金額に応じたポイントを1か月ごとに取りまとめ、当該ポイント相当額を取引のあった翌月（もしくは翌々月）に利用者の預金口座にお振込みいたします。                                                                                               |
| 還元上限額      | 15,000ポイント/月                                                                                                                                                            |
| 還元の確認方法    | 取引明細（通帳明細）で〇月分としてx x x円の本サービスの消費者還元事業ポイントが入金されたことを記載<br>（通帳印字例）<br>取引内容：JD△MM△ショウビツカクゲンジギョウ<br>お預かり金額：x x x円<br>JD：Jデビットを表す<br>MM：取引月<br>△：スペース                         |
| 還元に係る制約事項  | ポイント還元を行うタイミングで、すでに解約済みの口座には（口座が存在しない場合は）、ポイント還元を行いません。                                                                                                                 |

《中ノ郷信用組合 問い合わせ窓口》

担当部署：中ノ郷信用組合 営業推進部

受付時間：午前9時～午後5時

電話番号：03-3622-7138

電子メール：eisui@mbe.nifty.com

Jデビットカードサービスが利用可能なキャッシュカード

・普通預金カード

